第77回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）

クリヤマホールディングス株式会社

「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.kuriyama-holdings.com）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

連　結　注　記　表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　23社

(2) 主要な連結子会社の名称　クリヤマ㈱、クリヤマコンソルト㈱、㈱クリヤマ技術研究所、Kuriyama of America, Inc.、Kuriyama Canada, Inc.、上海栗山貿易有限公司、Kuriyama Europe Cooperatief U.A.、Beleggingsmaatschappij Noventu B.V.、Técnicas e Ingeniería de Protección, S.A.U.、Bulma XXI, S.L.U.、Tubos Industriales del Penedés, S.A.U.、㈱サンエー、Industrias Quilmes S.A.

なお、当連結会計年度の期首より、非連結子会社であったIndustrias Quilmes S.A.は、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(3) 主要な非連結子会社の名称　該当事項はありません。

2　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数　0社

(2) 持分法適用の関連会社の数　6社

持分法適用の関連会社の名称

会社名　王子ゴム化成㈱、靖江王子橡膠有限公司、Tigerflex Corporation、Alfagomma America, Inc.、愛楽（佛山）建材貿易有限公司、オーパーツ㈱

(3) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の名称および持分法を適用しない理由

会社名　Kuriyama-Ohji Thailand Ltd.、ノルマ・ジャパン㈱、Armored Textiles, Inc.

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

3　連結子会社の決算日等に関する事項

全ての連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①　有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。

②　デリバティブ　時価法によっております。

③　たな卸資産

商品及び製品　クリヤマ㈱、エアモンテ㈱、ＫＯＣ㈱は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。また、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しております。

未成工事支出金　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

貯　蔵　品　最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　当社および国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物　３～60年
機械装置及び運搬具　２～11年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づいております。また、顧客資産につきましては、効果が及ぶ期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金　役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金　一部の連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用および会計基準変更時差異の費用処理方法　会計基準変更時差異については、主として15年による定額法により費用処理しております。過去勤務費用については、発生時に全額費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用　一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは原価比例法によっております。

(6) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を行っております。

(8) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行っております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5 追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34％から平成29年１月１日に開始する連結会計年度及び平成30年１月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86％に、平成31年１月１日に開始する連結会計年度以後に解消が見込まれる一時差異等については、30.62％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が507千円、退職給付に係る調整累計額が2,041千円、法人税等調整額が5,631千円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が8,133千円、繰延ヘッジ損益が46千円それぞれ増加しております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1　担保に供している資産

建物及び構築物	1,069,220千円
土　　地	584,863千円
投資有価証券	206,602千円

上記に対応する債務

支払手形及び買掛金	53,466千円
短期借入金	2,223,000千円
１年内返済予定の長期借入金	1,097,260千円
長期借入金	1,988,970千円

2　有形固定資産の減価償却累計額　11,945,434千円

3　手形債権流動化に伴う買戻し義務額　297,023千円

4　期末日満期手形等の会計処理

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形等交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

電子記録債権	10,886千円

連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増　加	減　少	当連結会計年度末
普通株式（株）	11,150,100	－	－	11,150,100

2　配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成28年３月24日定時株主総会	普通株式	354,444	33	平成27年12月31日	平成28年３月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成29年３月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	354,442	33	平成28年12月31日	平成29年３月29日

金融商品に関する注記

1　金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。デリバティブ取引は、輸出入取引に係る為替変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループ各社の規程に基づき、信用状況を把握し定期的に与信限度額の設定・見直しを行い、取引先ごとに支払期日および債権残高の管理を行うことにより、リスク低減を図っております。投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式について、定期的に時価を把握する体制としております。

借入金は、営業取引および設備投資に係る資金調達であり、当社グループでは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

なお、デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っておりますが、デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引取扱要領に従っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。

2　金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）２をご参照下さい。）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	6,401,108	6,401,108	－
(2) 受取手形及び売掛金	6,423,239	6,423,239	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,463,812	1,463,812	－
資産計	14,288,160	14,288,160	－
(1) 支払手形及び買掛金	6,185,908	6,185,908	－
(2) 短期借入金	2,753,000	2,753,000	－
(3) 長期借入金	7,436,475	7,446,046	9,571
負債計	16,375,384	16,384,955	9,571
デリバティブ取引	2,069	2,069	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、連結貸借対照表計上額には１年内返済予定の長期借入金2,095,206千円を含んでおります。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額1,482千円）および関係会社株式（連結貸借対照表計上額3,167,401千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。また、関係会社出資金（連結貸借対照表計上額473,906千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の開示には含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

１	１株当たり純資産額	1,866円74銭
２	１株当たり当期純利益	145円89銭

重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）

当社は平成29年２月10日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得に係る事項について決議しました。

１．自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

２．自己株式の取得の内容

（１）取得する株式の種類	当社普通株式
（２）取得する株式の総数	1,000,000株（上限）（平成28年12月31日時点の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合9.31％）
（３）株式取得価額の総額	1,765,000,000円（上限）
（４）取得日	平成29年２月13日（約定ベース）
（５）取得方法	自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による買付

３．取得の結果

（１）取得した株式の総数	792,300株
（２）株式取得価額の総額	1,398,409,500円
（３）取得日	平成29年２月13日（約定ベース）、平成29年２月16日（受渡ベース）

個　別　注　記　表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1　資産の評価基準および評価方法

有価証券

子会社株式および関連会社株式　移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。

2　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　　定率法によっております。
ただし、平成10年４月１日以後取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年４月１日以後取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～50年
構築物	７～60年
工具器具備品	３～６年

無形固定資産　　定額法によっております。

3　外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4　引当金の計上基準

役員賞与引当金　役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

5　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1　担保に供している資産

建物	344,106千円
土地	409,977千円
投資有価証券	206,602千円

上記に対応する債務

子会社の短期借入金	480,000千円
子会社の1年内返済予定の長期借入金	1,042,440千円
子会社の長期借入金	1,988,970千円
子会社の買掛金	53,466千円
1年内返済予定の長期借入金	54,820千円

2　有形固定資産の減価償却累計額　1,790,327千円

3　保証債務等

子会社の長期借入金に対する保証債務	5,351,020千円
子会社の買掛金に対する保証債務	53,466千円

4　関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	1,773千円
短期金銭債務	179,762千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引

営業収益	941,280千円
営業費用	30,506千円

営業取引以外の取引　34,743千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	409,431株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な要因別の内訳

繰延税金資産	
流動資産	
事業税	2,735千円
社会保険料	255千円
その他	20千円
計	3,011千円
固定資産	
新設分割設立会社の株式に係る一時差異	220,767千円
投資有価証券評価損	119,714千円
減損損失	50,618千円
長期未払金	2,987千円
グループ法人税制適用に伴う譲渡損失調整額	16,372千円
その他	2,772千円
計	413,233千円
繰延税金資産小計	416,244千円
評価性引当額	△192,465千円
繰延税金資産合計	223,779千円
繰延税金負債	
固定負債	
有価証券評価差額金	△144,794千円
計	△144,794千円
繰延税金負債合計	△144,794千円
差引：繰延税金資産純額	78,984千円

追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34％から平成29年１月１日に開始する事業年度及び平成30年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86％に、平成31年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62％となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が7,914千円減少し、法人税等調整額が218千円増加し、その他有価証券評価差額金が8,133千円増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	クリヤマ株式会社	(所有) 直接 100.0%	役員の兼務 経営指導の受託 不動産賃貸 商標の使用 債務の保証 資金の援助	経営指導 (注1)	159,697	―	―
				不動産賃貸 (注2)	134,851	―	―
				商標使用 許可 (注2)	38,443	―	―
				債務保証 (注3)	5,351,020	―	―
				債務保証 (注4)	53,466	―	―
				連結納税に伴う入金予定額	42,702	関係会社未収入金	42,702
				金銭の借入 (注6)	500,000	関係会社短期借入金	3,500,000
				利息の支払い (注6)	34,743	―	―
	Kuriyama of America, Inc.	(所有) 直接 100.0%	役員の兼務 経営指導の受託	経営指導 (注1)	38,869	―	―
	Kuriyama Canada, Inc.	(所有) 直接 60.0% 間接 40.0%	役員の兼務 経営指導の受託	経営指導 (注1)	14,789	―	―
	Kuriyama Europe Cooperatief U.A.	(所有) 直接 87.5% 間接 12.5%	役員の兼務 経営指導の受託	経営指導 (注1)	14,732	―	―
				増資の引受 (注7)	539,656	―	―

(注1)経営指導料は、交渉のうえ決定した料率を基礎としております。
(注2)不動産賃貸料及び商標権の使用料は、市場の実勢価格を参考に決定しております。
(注3)金融機関の借入債務について保証を行っております。なお、取引金額には、保証額の期末残高を記載しております。
(注4)取引先へ仕入債務について保証を行っております。なお、取引金額には、保証額の期末残高を記載しております。
(注5)取引金額には消費税等が含まれておりません。
(注6)借入利息については、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。
(注7)増資の引受は株主割当増資を引き受けたものです。

１株当たり情報に関する注記

１	１株当たり純資産額	547円87銭
２	１株当たり当期純利益	52円40銭

重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）

当社は、平成29年２月10日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

２．自己株式の取得の内容

（１）取得する株式の種類	当社普通株式
（２）取得する株式の総数	1,000,000株（上限）（平成28年12月31日時点の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合9.31％）
（３）株式取得価額の総額	1,765,000,000円（上限）
（４）取得日	平成29年２月13日（約定ベース）
（５）取得方法	自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による買付

３．取得の結果

（１）取得した株式の総数	792,300株
（２）株式取得価額の総額	1,398,409,500円
（３）取得日	平成29年２月13日（約定ベース）、平成29年２月16日(受渡ベース)